

医療従事者の職業倫理と臨床倫理について

1. 医療従事者の職業倫理

医療従事者は人の病気や健康に関わる仕事を行なうにあたり、責任感と使命感をもって自らの役割を果たすことが必要です。医師、看護師だけでなく医療に関わる様々な職種で職業倫理の指針や綱領が各学術団体から発表されています。それぞれ各職種により求められる倫理的項目の違いはありますが、知識や技術の研鑽に励むこと、患者さまの生活の向上に寄与すること、患者さまの人権を尊重する、患者さまの個人情報を守ることなどの点は共通の項目として掲げられています。当院では各職種が職業倫理を遵守することを行動指針の一つとして定めて、職員全員がヘルスケアのプロフェッショナルであることを目指しています。

表 1. 医の倫理綱領（日本医師会）

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持もしくは増進を図るもので、医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師はこの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。

表 2. 看護師の倫理綱領（日本看護協会）

1. 看護師は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
2. 看護師は、国籍、人種・民族、宗教、信条、年齢、性別及び性的指向、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質にかかわらず、対象となる人々に平等に看護を提供する。
3. 看護師は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。

4. 看護師は、人々の知る権利及び自己決定の権利を尊重し、その権利を擁護する。
5. 看護師は、守秘義務を遵守し、個人情報の保護に努めるとともに、これを他者と共有する場合は適切な判断のもとに行う。
6. 看護師は、対象となる人々への看護が阻害されているときや危険にさらされているときは、人々を保護し安全を確保する。
7. 看護師は、自己の責任と能力を的確に認識し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
8. 看護師は、常に、個人の責任として継続学習による能力の維持・開発に努める。
9. 看護師は、他の看護師及び保健医療福祉関係者とともに協働して看護を提供する。
10. 看護師は、より質の高い看護を行うために、看護実践、看護管理、看護教育、看護研究の望ましい基準を設定し、実施する。
11. 看護師は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。
12. 看護師は、より質の高い看護を行うために、看護師自身の心身の健康の保持増進に努める。
13. 看護師は、社会の人々の信頼を得るように、個人としての品行を常に高く維持する。
14. 看護師は、人々がよりよい健康を獲得していくために、環境の問題について社会と責任を共有する。
15. 看護師は、専門職組織を通じて、看護の質を高めるための制度の確立に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。

各職種の職業倫理の指針や綱領 (リンクできるようにする)

番号	職種	業界団体	倫理指針や綱領
1	医師	日本医師会	http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20161012_2.pdf
2	看護師	日本看護協会	https://www.nurse.or.jp/home/publication/pdf/rinri/code_of_ethics.pdf
3	薬剤師	日本薬剤師会	https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/about/kouryo20180226.pdf
4	放射線技師	日本診療放射線技師会	http://www.jart.jp/profile/gaitou.html
5	臨床検査技師	日本臨床衛生検査技師会	https://www.jamt.or.jp/public/activity/rinri.html

6	理学療法士	日本理学療法士協会	http://www.japanpt.or.jp/upload/japanpt/obj/files/about/02-gyomu-03rinrigude2.pdf
7	栄養士	日本栄養士会	https://www.dietitian.or.jp/career/guidelines/
8	ソーシャルワーカー	社会福祉専門職団体協議会	http://www.japsw.or.jp/syokai/rinri/sw.html

2. 臨床倫理について

医療従事者は職業倫理を遵守して日々の診療や業務を行っています。近年、医療の高度化、人々のライフスタイルの変化や社会の価値観の多様化などにより、どのような医療を提供することがよいのか答えがないような事例が生じることがあります。これらは臨床倫理問題とよばれ、「医療現場で遭遇する、医療関連領域での知識、技術、経験だけでは対処できない、あらゆる懸案や葛藤」（日本内科学会）のように表されます。医療現場では、「本人にがんの告知をしないで欲しいとご家族から頼まれた時、どうすべきか?」、「治療を拒否する患者さまにどのような対処すべきか?」、「患者本人の意思が確認できない場合で身寄りのない患者さんの治療方針をどのように決めるべきか?」などの問題がよく見られます。当院では、臨床倫理問題に対して、関連法規を遵守するとともに学術団体等から公表されているガイドライン（指針等）を参照しながら、担当する医療チームは患者さまご本人およびご家族と十分な対話を通して対応していきます。また、担当する医療チームだけでは判断が難しい場合においては当院の多職種からなる検討会にて適切と思われる解決策の話し合いを行います。臨床倫理的な問題は日々発生しますので、当院では職員全体へ臨床倫理の教育を実施して最善の医療を提供できるように努めてまいります。